

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系電動機駆動原子炉給水ポンプ室局所空調機（3台）用海水出入口弁の点検において、入口弁（2台）、出口弁（2台）のガスケット面に腐食が認められたため、当該部を修理	G III	
2	2号機	主発電機固定子冷却装置固定子冷却水タンクへの水張り作業時、当該タンクの大気放出配管用安全弁の上部フランジ部より水のリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
3	2号機	タービントリチウムモニタ装置点検に伴う、安全隔離作業において、誤って主排気筒トリチウムモニタ装置（A）の制御電源用ヒューズを引抜いたことから、主排気筒トリチウムモニタ装置（A）が約3時間欠測したため、測定結果を評価・補正及び対応検討	G II	
4	2号機	所内電源設備6.9kV配電盤（2D-5）「残留熱除去系ポンプ（B）」用しゃ断器の運転状態表示ランプ（投入側）の交換時、同ランプソケット口金に変形が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
5	2号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査（燃1）」実施中、中性子計測系起動領域モニタ（E）の計測値が瞬時的に上昇・復帰し、原子炉（A系）自動スクラム信号が発生したため、「検査」を一時中断し、当該中性子計測系起動領域モニタに異常のないことを確認後、当該検査を再開	G III	
6	2号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査（燃1）」において、制御棒（2本）に挿入時間判定基準値外れが認められたため、当該制御棒駆動装置を点検・調整	G III	
7	3号機	主復水器細管洗浄装置（E）ボール回収器の上蓋固定用ボルト（6本中、1本）に摩耗が認められたため、当該ボルト（全6本）を点検・修理	G III	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの制御棒挿入側配管・引抜き側配管に設置されている各ベント弁出口側の閉止栓に水のにじみが認められたため、当該閉止栓シール部を点検・修理	G III	
9	3号機	新廃棄物地下貯蔵設備建屋の廃スラッジ類攪拌拔出ポンプの位置指示器に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該位置指示器を点検・修理	G III	
10	5号機	主タービン油処理設備油水分離装置（B）の油吸着塔逆洗水戻り弁に開動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
11	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室局所空調機のプリー部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	5号機	超高圧閉閉所碍子洗浄水ポンプ（D）のカップリング側及び反カップリング側のグランドパッキンの締め代不足が認められたため、当該グランドパッキンを交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	主復水器細管洗浄装置（B2）用ボール回収器切替弁の状態表示ランプ用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	G III	
14	6号機	原子炉格納容器内照明器具（1灯）に破損が認められたため、当該照明器具を点検・修理	G III	
15	6号機	直流125V配電盤（6A-1）の回路番号-19の負荷名称板に誤記が認められたため、当該銘板を訂正	対象外	